

特定保険医療材料等使用時のレセプト記載について

平成 27 年 2 月 26 日
大阪府下
社会保険審査委員
児玉 光正

特定保険医療材料等使用時のレセプトに記載漏れが多く認められるために社会保険支払基金大阪支部では、平成 27 年 2 月 10 日頃より各医療機関に電話連絡等で改善をお願いしております。今後は厳格に審査が行われる予定です。記載が無ければ、返戻又は D 査定になります。ご注意下さい。記載見本を下記に表示します。不明な点は、医療材料のメーカーにお問い合わせ下さい。

記載要領では、

(26) 「処置」欄又は「手術・麻酔」欄について

ア 略

イ 途中 略

手術等において特定保険医療材料等を使用した場合は、「摘要」欄にそれぞれ以下のように記載すること（酸素について、複数の単価で請求する場合は、単価ごとに、単価及び使用量を記載すること。）。

a 手術、処置、検査等の名称は告示名又は通知名を使用する。

b 手術、処置、検査等の手技料については、必ず点数を明記する。

c **材料は商品名及び告示の名称又は通知の名称、規格又はサイズ、材料価**

格及び使用本数又は個数の順で記載する。

なお、告示の名称又は通知の名称については（ ）書きとすること。

d 略

e **処置、手術等の名称、手技の加算、処置（手術）医療機器等加算、薬剤、特定保険医療材料等の順に処置、手術等ごとに記載すること。**

とあります。

記載例

富士システムズのカテーテルを使用した場合

膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル 2 管一般 (II) 1 本



シリコーンカテーテル 2WAY 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル 2 管一般
(II)

FR-16(5.3mm) 664円 1本

尚、自己導尿用カテーテルの場合は、C109 在宅自己導尿指導管理料におけるC163 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算ですので記載の必要はないとのことです。

今後、当局や健保組合との協議によっては変更になることもあります。
この場合、改めてご連絡いたします。